

令和2年度（2020年度）吹田市食品衛生監視指導計画（素案）に対する
提出意見と市の考え方について

1 提出期間

令和2年(2020年)2月10日（月曜日）～令和2年(2020年)3月10日（火曜日）

2 提出意見数 9件（1通）

3 提出意見と市の考え方（以下の通り）

	提出意見	市の考え方
1	素案P5「6 違反発見時の対応」で「無許可営業を発見した場合には、…悪質な事例については告発も検討します」とあるが、大阪府の計画を踏まえ、無許可営業に限定することなく、「悪質な法令違反については告発を行います」と明記する。（参考：令和2年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）P24）加えて、食品衛生法・食品表示法に基づき行政処分を行った場合には公表することを追記する。（参考：令和2年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）P30）	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
2	素案P8【表1】のうち、「立入回数1回/年以上」の対象施設について、令和2年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）で予定回数年1回の施設がもれなく含まれるように設定する。（吹田市内における対象施設の有無が分からないが、例えば「魚介類販売店」（生食用魚介類の細切り等を行う施設）は吹田市内にもあるのではないか。）	本計画は、効率的・効果的に監視指導を行うべく、本市の実情に即したものを策定しております。重点監視事項の対象施設および監視指導回数については、製造される食品の危害度、製造又は販売される食品の品目や流通の広域性、過去の違反状況や事故発生時の被害の重篤性等を勘案し、設定しています。ご指摘の施設については、表の下部
3	素案P8【表1】に、「立入回数1回/複数年」の「その他の施設」の対象施設の要件が「上記以外の施設で、食中毒等危害発生の可能性が低いと考えられる施設」とあるが、この記述では「上記以外の施設で、食中毒等危害発生の可能性が高いと考えられる施設」があるため、それらについて「立入回数1回/年以上」の対象施設に追加する。	に記載しております※印のとおり、必要に応じて監視指導を行います。

4	<p>輸入食品について不安を感じている消費者が少なくない中、各国との貿易協定により輸入食品の増加が予想される。現在も国内の監視指導で違反事例が毎年度発見されており、監視強化が必要である。よって、重点監視事項に「輸入食品の安全性の確保」を追加するとともに、食品等検査実施指導計画に輸入食品の検査数を記載してほしい。（参考：輸入食品を重点監視事項とし、検査数を記載している府内自治体：大阪府、大阪市、豊中市、枚方市、寝屋川市）</p>	<p>我が国では、販売や営業上使用する食品等を輸入する際、食品衛生法に基づき厚生労働大臣に届出する必要があります。厚生労働省の各検疫所が当該届出を受け、これらの食品等の審査や検査を行っています。</p> <p>本市としましても、市内に流通している輸入食品について、食品添加物、残留農薬等の検査を実施予定です。また、厚生労働省検疫所等の関係機関と連携し、不良食品の排除に努めるとともに、違反事例や行政処分事例については、内容等を公表することとしております。</p>
5	<p>素案P 4（3）適正表示対策について、2020年3月末に2015年策定の食品表示基準の経過措置期間が終了することを追記し、特に重点的に取り組むべき時期であることを明示してほしい。</p>	<p>平成27年（2015年）4月1日に施行された食品表示法は、5年の猶予期間を経て令和2年4月1日から完全施行されますので、これ以降は旧食品表示基準に沿った表示は認められません。これまで大阪府が完全施行に向けた移行準備等において事業者を支援してきたことを受け、本市においても、平素より食品製造施設や食品販売施設に対して監視を行い、不適正な表示を行っている事業者に対して指導を行います。また、引き続き事業者からの相談に応じます。</p>
6	<p>素案P 7 V. 2 市民への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）等の実施について、身近な自治体を実施するように変わるのだから、「必要に応じて」は削除し、「積極的に消費者や食品事業者との意見交換を実施します」と明記し、具体化してほしい。</p>	<p>食品衛生に関する情報提供については、本市ホームページや広報紙等で発信することにより、市民や食品等事業者に速やかに情報提供を行います。また、より積極的な情報提供を行うため、今後ソーシャルネットワーキングシステム（SNS）を活用することも検討しております。</p>
7	<p>食品衛生監視指導は市民・消費者の命と健康に関わる重大な業務であることを強く意識して実施してほしい。それを身近な行政が担うことのメリットを活かして、市民、事業者と連携して取り組むという視点を明示してほしい。</p>	<p>食品等事業者から本市に報告のあった食品等の自主回収に関する情報については、今後も大阪府および各関係機関と連携し、幅広い情報提供に努めます。</p> <p>食の安全性の確保に関する消費者、食品等事業者および行政の相互理解を深めるため、食中毒予防や衛生管理手法など、それぞれのニーズにあった講習会の開催等、啓発に努めます。</p>

8	食品衛生に係る人材育成・資質向上等について、事業者の資質向上の項目を追記して、市として事業者を積極的に支援し取り組むことを謳ってほしい。	計画（素案）P 6 の 2、3 にも記載のとおり、事業者への支援を行っていきます。
9	素案の中に、食品容器・包装、おもちゃに関する記述がなく、食品等検査実施指導計画の検査対象にもなっていない。これが食品衛生法の対象になることは一般にはあまり知られていないし、またポジティブリスト方式に変更されるタイミングでもあるので、記述を追加して注意を促してほしい。また、検査対象に明記することも検討してほしい。	ご指摘のとおり明確に記載ができておりませんでしたので、P 9 表 2 の検査対象「その他の食品」の注記に追記いたしました。